

# 耐震診断士派遣制度のご案内

いつどこで起きてもおかしくない大地震。

熊本地震で多くの古い住宅が被害を受けたことから、佐賀市では佐賀県と協力して、耐震診断を希望する市民の方を対象にお住いの住宅に耐震診断士を派遣します。

## 事業内容

### ■対象建築物（以下の①・②を全て満たすもの）

①昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅

②佐賀市内で自ら居住する木造の住宅

※店舗等との併用住宅及び借家は対象外です。

※当該派遣制度の対象外でも耐震診断補助制度の対象になる場合がありますので、お問い合わせください。



### ■制度内容

「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」（以下「耐震診断士」という。）が、耐震診断を希望される皆様のご自宅に伺い、目視及び図面等により住宅を調査し、耐震性を評価します。

## 手続きについて

### ■手数料

事務手数料として、5,000円（税込）が必要です。

### ■対象者

対象となる住宅の所有者または所有者の親族で自ら居住している方に限ります。

### ■耐震診断士

耐震診断士とは、一級、二級及び木造建築士で、佐賀県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」等を受講し、登録を受けた者です。

耐震診断士は、市民からの依頼を受け業務として診断を実施します。なお、本派遣制度では診断以外の「耐震改修計画」等はいりません。

**※この制度を利用いただくには、必ず事前相談をお願いします。**

**手続きを行う前に耐震診断を行った場合は補助の対象となりません。**

## 募集期間

令和6（2024）年度の募集は12月末までです。

# 耐震診断の流れ

## ① 事前相談

- ・ 佐賀市建築指導課窓口で耐震診断の相談及び申込書の配布を行います。
- ・ 相談をする際に、登記事項証明書（法務局発行）など建築時期の分かるものをお持ちいただき、対象住宅であるかどうかや申込手続き等の説明をお受けください。

## ② 耐震診断申込

- ・ 建築指導課に「佐賀市木造住宅耐震診断士派遣申込書」を提出してください。  
建物の登記事項証明書（法務局発行）など建築時期が分かるものを添付してください。
- ・ 「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」の名簿を閲覧して、耐震診断士を選んでください。  
特に希望がない場合は、（一社）佐賀県建築士事務所協会（以下「建築士事務所協会」という。）にて耐震診断士を選定します。

## ③ 派遣決定受取

- ・ 申込内容審査後、耐震診断士が決定したら、診断士派遣決定通知書を送付します。
- ・ 調査日には訪問した診断士名と記載されている診断士が同じかを必ずご確認ください。
- ・ 対象住宅でない場合は、その旨を後日連絡します。

## ④ 手数料支払

- ・ ③の診断士派遣決定通知書と合わせて郵送する振込用紙により、事務手数料として5,000円をお振込みください。（振込先：建築士事務所協会）
- ・ 振込手数料は申込者のご負担となります。  
※お振込みが確認できない場合、診断士の派遣が行えませんのでご注意ください。

## ⑤ 日程調整

- ・ 診断日時は、耐震診断士から電話連絡がありますので、調整のうえ決定してください。

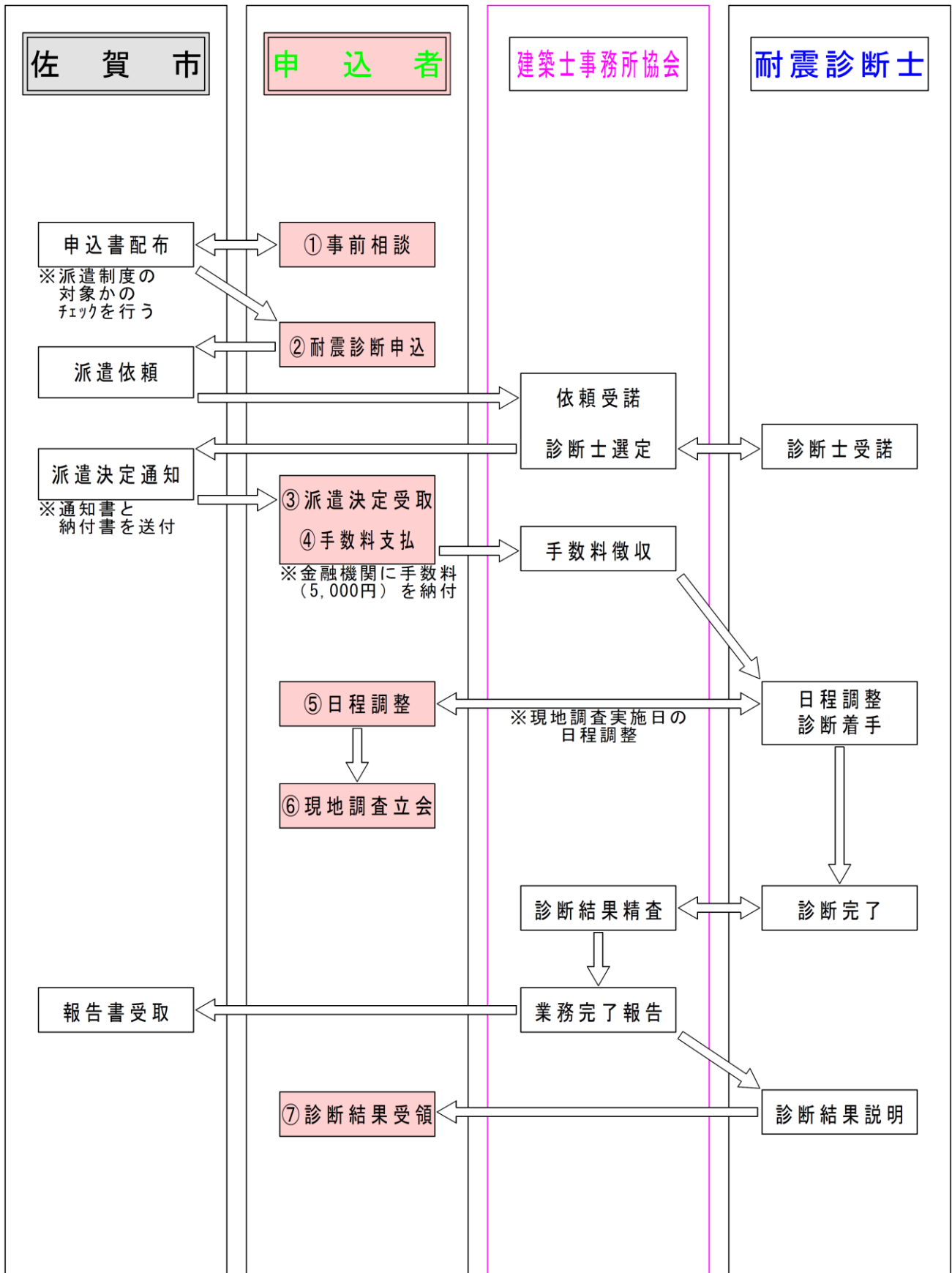
## ⑥ 現地調査立会

- ・ 診断士が「佐賀県木造住宅耐震診断登録証」を提示し、原則として所有者立会いのもと、耐震診断（現地調査）を行います。（調査時間は半日程度です。）

## ⑦ 診断結果受領【住宅耐震診断結果報告書受領書（様式第3号）に捺印】

- ・ 後日、耐震診断士が再度お伺いして、診断結果報告書をお渡し、その内容をご説明します。
- ・ 診断結果報告書を受取る際に、受領書に氏名等の記入・捺印をして、耐震診断士にお渡しください。  
診断結果で不明な事項がある場合は、その場で説明をお受けください。

# 耐震診断派遣制度のフローチャート



## 耐震改修工事費の補助について

耐震診断の結果、耐震性が不足している場合、耐震性を確保するための耐震補強工事の費用についても、平成29年度より補助を行っています。

募集については、以下のとおりです。

○募集期間：令和6年度の募集は12月末までです。

○募集対象：①昭和56年5月31日以前に建築された住宅

②店舗等の用途を兼ねるものについては、過半が住宅であるもの

③耐震診断の結果、耐震性能が不足するとされたもの

④耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの

※平成31年度より部分補強や一室補強についても、一定の条件を満たせば補助の対象となります。

○補助率等：工事費（耐震補強工事に係る部分のみ）の80%以内

補助金の上限額：100万円

※部分補強等の場合は上限額：60万円

※耐震改修に係わる部分の工事費が対象となります。

リフォーム等の工事については、補助の対象外です。

※耐震改修工事費の補助を受けるには、耐震診断を受ける必要があります。

耐震改修工事費の補助制度についての詳細は、ホームページに掲載しています。

まずは事前にご相談ください。

お問い合わせ先

佐賀市役所 都市戦略部 建築指導課 指導係（本庁6階）

住所：840-8501 佐賀市栄町1-1

電話：0952-40-7170 FAX：0952-40-7392

Mail：[kenchikushido@city.saga.lg.jp](mailto:kenchikushido@city.saga.lg.jp)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/39161.html>

